

## 第4章 使用者による障害者虐待への対応

ここでは「使用者による障害者虐待」の基本的な流れについて整理していきます。

### 1 使用者による障害者虐待の通報等への対応

#### (1) 通報等の対象

使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、市町又は県（本県の場合、長崎県障害者権利擁護センター）へ通報義務が規定されています。（第22条第1項）

また、使用者による虐待を受けた障害者は、市町又は県（本県の場合、障害者権利擁護センター）に届け出ることができることとされています。（同条第2項）



Q 18歳未満又は65歳以上の障害者に関する通報・届出があった場合、どの法令により対応すべきですか。

A 使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

Q 就労継続支援A型事業所に関する相談・通報であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、どのように対応すべきですか。

A 本法に規定されている施設従事者等による障害者虐待への対応と、使用者による障害者虐待への対応のいずれにも該当します。そのため、具体的な対応は、それぞれの業務内容や権限に基づき、市町、県及び労働局等が緊密な連携を取ることが必要ですが、県への報告窓口は、原則として、事業所等の指定を行っていることや福祉的な側面が強いこと等を考慮し、県本庁（障害福祉課）に行います。

## (2) 通報等の受付時の対応

使用者による障害者虐待に関する通報等の内容は、労働条件に関する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられるため、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

Q 本法第2条第8項に規定する「使用者による障害者虐待」に該当しないと思われる相談・通報があった場合、どのように対応すべきですか。

A 通報等の内容が明らかに使用者による障害者虐待でなく、以下に例示する労働相談である場合には、適切な相談窓口につなぎます。どこの相談窓口につなぐのかが不明である場合は、労働局総務部企画室に相談します。

労働基準監督署	障害者である労働者とその他労働者の区別なく発生している、長時間労働等の、労働基準関係法令上問題がある事案
公共職業安定所	離職票、失業手当、求職に関するもの等
労働局雇用均等室	育児・介護休業、求職に関するもの等
労働局総務部企画室	労働条件引下げ、配置転換等

また、本人の希望や今後の就労意欲等を踏まえ、身近な「障害者就業・生活支援センター」や相談支援事業所等への相談を紹介することも必要です。

この他、受付時の対応については、基本的には「養護者による障害者虐待への対応」の場合と同様です。



### (3) 事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合

#### 事業所の所在地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者等からの聞き取りなどの初期対応を行った上で、事業所の所在地の都道府県（本県に事業所がある場合、長崎県障害者権利擁護センター）に通知します。併せて、居住地の市町村が障害者の生活上の支援を行うことになるため、速やかに居住地の市町村に連絡します。

#### 居住地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者等からの聞き取りなどの初期対応を行った上で、事業所の所在地の都道府県（本県に事業所がある場合、長崎県障害者権利擁護センター）に通知します。なお、通報等を受けた市町村が、事実確認のために訪問調査をする等で、事業所の所在地の市町村の協力が必要な場合には事業所の市町村にも情報提供を行います。

#### 県に通報等があった場合

通報等を受けた県は、居住地の市町に連絡の上、調査等を行います。



### (4) 個人情報の保護

基本的には、「養護者による障害者虐待への対応」の場合と同様です。

### (5) 通報等による不利益な取扱いの禁止

基本的には、「障害者福祉施設従事者等による障害者への対応」の場合と同様です。

### (6) コアメンバーによる対応方針の協議

基本的には、「養護者による障害者虐待への対応」の場合と同様です。

## 2 市町・県による事実の確認等

通報等を受けた市町又は県（本県の場合、障害者権利擁護センター）は、通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行う必要がありますが、市町と県には、事業所に対する指導権限がないため、基本的には事業所の任意の協力の下に行われるものです。事業所の協力が得られる場合には、事実の確認を行います。

その他、基本的には、「養護者による障害者虐待への対応」の場合と同様です。

## 3 市町から県への通知

市町は、使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を事業所の所在地の県（本県が所在地の場合、長崎県障害者権利擁護センター）に通知することとされています。（第23条）

県（本県の場合、障害者権利擁護センター）への通知は、使用者による虐待の事実が確認された時点で通知となりますが、その際、労働相談票（処理経過含む）や個別面接票等を作成し、添付します。 P90の労働相談票等参考

なお、悪質なケース等で、労働局等による迅速な行政指導が求められる場合には、速やかに市町から県を経由して労働局に報告し、協力して対応することが必要です。

### 都道府県に報告すべき事項

- 1 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 2 虐待を受けた又は受けたとされる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類及び障害程度区分その他の心身の状況 及び雇用形態
- 3 虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 5 都道府県及び市町村が行った対応
- 6 虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容



【市町から都道府県への通知様式例】

平成 年 月 日

長崎県知事 あて

市（町、村）長

使用者による障害者虐待に係る報告

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第23条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 通知資料

労働相談票（使用者による障害者虐待）

添付資料（具体的に記載）

2 連絡先

担当部署名		担当者氏名	
電話番号			

## 4 県から労働局への報告

県（本県の場合、長崎県障害者権利擁護センター）は、市町からの通知を受けた場合や、直接通報等を受けた場合は、厚生労働省令で定めるところにより、長崎県労働局総務部企画室に報告します。（第24条）

なお、県（本県の場合、障害者権利擁護センター）が直接通報等を受けた場合、障害者の居住地の市町に連絡し連携して対応しますが、労働局への報告は、県が労働相談票（使用者による障害者虐待）等を作成し、添付します。

### 様式1（県からの報告様式）

平成 年 月 日

長崎労働局長 殿

長崎こども・女性・障害者支援センター  
（長崎県障害者権利擁護センター）

#### 使用者による障害者虐待に係る報告

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第24条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

#### 記

##### 1 通知資料

労働相談票（使用者による障害者虐待）

添付資料（具体的に記載）

##### 2 連絡先

担当部署名		担当者氏名	
電話番号			

## 5 労働局による対応

県（本県の場合、長崎県障害者権利擁護センター）から報告を受けた労働局総務部企画室は、報告内容から、公共職業安定所、労働基準監督署、企画室などの対応部署を決め、事実確認及び対応を行います。

対応部署は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「労働基準法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」などの関係法令の規定による権限を適切に行使して、適正な労働条件及び雇用管理を確保します。

住み込みで働いている場合などは、使用者による障害者虐待であっても、生活支援が必要な場合があると考えられます。対応部署は、市町等の関係機関と連携し、迅速な対応を行う必要があります。

また、行政（公共職業安定所、労働基準監督署等）職員が障害者虐待を発見した場合は、労働局総務部企画室へ速やかに情報提供を行います。

対応部署による障害者虐待対応が終結した場合は、その結果を労働局から県（本県の場合、長崎県障害者権利擁護センター）に情報提供します。



## 6 使用者による障害者虐待の状況の公表

厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています。（第28条）

### 厚生労働大臣が公表する項目

- ・虐待があった事業所の業種及び規模
- ・虐待を行った使用者と被虐待者との関係
- ・使用者による障害者虐待があった場合にとった措置

## 7 使用者による障害者虐待の防止

### (1) 事業主・労働者(上司、同僚)の研修

障害者虐待防止法では、事業主は、労働者に対し研修を実施することとされており(第21条)、事業所自らの研修実施や各種研修会への職員の参加等を行うことが必要です。

企業等において、障害特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブルにつながっているケースもあり、事業主をはじめとした事業所全体で、職員が障害者の人権や障害者虐待についての理解を深め、障害者への接し方などを学ぶことが必要です。

障害者への接し方が分からないなどの場合には、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどに相談することが重要です。

### (2) 苦情解決体制の構築

障害者を雇用する事業主に対して、雇用される障害者やその家族からの苦情を解決する体制を整備すること等により、虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています。(第21条)

事業所においては、苦情相談の窓口を開設する等苦情解決のために必要な措置を講ずるとともに、相談窓口の周知を図ることによって苦情解決のための取り組みを適切に実施していくことが大切です。





## 障害者虐待対応帳票集等

- |   |                         |        |
|---|-------------------------|--------|
| 1 | 養護者による障害者虐待対応帳票 .....   | P72 ~  |
| 2 | 福祉施設従事者等による障害者虐待対応帳票... | P83 ~  |
| 3 | 使用者による障害者虐待対応帳票 .....   | P115 ~ |
| 4 | 労働相談票（様式2） .....        | P146 ~ |
| 5 | 各市町障害者虐待防止センター等連絡先一覧... | P151 ~ |

